

1. 件名：京都大学研究用原子炉（KUR）の設計及び工事の計画の承認申請に関する京都大学複合原子力科学研究所とのヒアリング
2. 日時：令和4年6月27日（月） 15時00分～16時10分
3. 場所
 - (1) 原子力規制庁 10階南会議室
 - (2) 京都大学複合原子力科学研究所※本ヒアリングは、テレビ会議にて実施
4. 出席者
 - (1) 原子力規制庁 原子力規制部 研究炉等審査部門
藤森安全管理調査官、加藤上席安全審査官、望月安全審査専門職
 - (2) 京都大学複合原子力科学研究所
教授 他4名
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. 配付資料
 - 資料1：KUR設工認（中央管理室の機能移転、火災対応機器・放送設備の設置）に係るコメント回答
 - 資料2：KUR設工認（中央管理室の機能移転、火災対応機器・放送設備の設置）に係るコメント回答

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	規制庁のカトウですがそれでよろしいですか。
0:00:08	はい。大丈夫です。はい。そうしましたら経営CMO、中央管理者の機能の2点ですね、これのヒアリングを始めたいと思います。前回に引き続きですね、今回こちら文字起こしやっている関係上ですね、
0:00:26	そういう意見を何点か申し上げます。
0:00:30	なぜ非開示情報を発言しない。
0:00:33	必ずマイクを使用。
0:00:36	初めに所属氏名を埋める。
0:00:39	マイクを口元から話さない、使用しないマイクのスイッチをオフ、この5点を守っていただきたいと思います。
0:00:48	よろしくお願いいたします。そうしましたら早速ですが資料1に基づきまして説明の方よろしくお願いいたします。
0:00:58	はい、京都大学藤原です。では、資料1に基づき説明させていただきます。まず資料1につきましては、4月28日の審査会合におけるコメント1に対する回答になってございます。
0:01:12	コメント1としましては、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:01:14	中央監視盤の機能、火災対応機器、放送設備がそれぞれ有する機能について、設置変更承認申請書の機能別重要度分類P S及びM Sの分類表にある。
0:01:26	安全機能として必要な機能であるもの、そうでないものの整理表を作って説明すること。
0:01:32	またその整備の結果に基づき、中央監視盤の機能に含まれる機能別重要度分類と耐震重要度分類との整合性について説明すること。
0:01:43	としております。
0:01:44	このコメント1の回答とも関係するためまず、K U R及びK U C Aの安全管理上の中央管理室の位置付けを示してございます。
0:01:54	中央管理室の機能としまして、K U R設置変更承認申請書以下K U R申請書といたしますが、
0:02:02	では、主要な放射線モニターの指示警報設備、各種水位警報及び火災警報設備の設置、
0:02:10	原子炉のスクラム、原子炉建屋の水封操作、医療用排風機操作、
0:02:16	異常警報放送等各種の緊急操作が行えることが記載されております。また、K U C A設置変更承認申請書以下、経審申請書といたしますが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:27	こちらでは、重要な警報を集めまた非常警報によるスクラム放送等の緊急操作が行えることが記載されています。
0:02:37	まず、KUR、KUCAの試験研究炉としての特性を考えると、交流、支援緊急度としての特性については下記に示していますが、
0:02:48	KUCAについては、停止することでそれ以降の安全性は確保できる、KURについては、強制冷却等は、
0:02:58	によって自然冷却、自然循環での冷却機能が維持されるため安全性は確保できるといった特性ですがこれを考えると、
0:03:09	運転中における緊急時の対応が重要であり、
0:03:12	運転中の監視は原子炉成立で行い、緊急時の対応は、運転班が行うと。
0:03:19	しております。
0:03:20	なので中央管理室は、設置許可基準規則との整合適合性の観点から、
0:03:26	火災その他の異常な事態により、原子炉制御室が使用できない場合において、原子炉制御室以外の場所から原子炉を停止させる。
0:03:35	スクラム設備、それを
0:03:37	研究所内西内非常警報設備することと、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:41	原子炉制御室以外の場所から必要なパラメーター、このパラメーターってのはKURの炉心タンク水及び温度でございますがこれらを監視すること。
0:03:51	職員を常駐させ、放射線管理に必要な情報の監視や、
0:03:56	設計基準事故時、その他機器の故障等の異常における迅速な対応のために必要な情報を伝達する必要のある場所として位置づけるとともに、KUR申請書及びKUCA申請書に記載した。
0:04:09	その他の機能にも適合させるため、
0:04:12	中央管理室に設置する中央監視盤にはスクラム等の操作や関連する警報指示記録等の機能を設けているとしております。
0:04:21	これを踏まえまして、コメント1の回答でございますが、
0:04:24	中央管理室の木野移転に係る施行人の対象である中央菅島貫の操作警報指示記録と火災対応機器である火災感知器火災受信機消火器。
0:04:35	及び放送設備のそれぞれが有する機能について、
0:04:39	リーガル申請書及び旧神栄申請書に記載されたそれぞれの位置付けについて、次の三つのカテゴリーに分類して、表1から3に示してございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:50	まず一つ目①としましては、添付資料 1 に示す安全上の機能別重要度分類表。
0:04:56	これは設置許可基準規則第 12 条に該当するものでございます。
0:05:01	まず、二つ目に、②としまして、設置許可基準規則の第十二条以外の各条項または技術基準規則に該当するもの。
0:05:10	三つ目としまして、③設置変更承認申請書に記載があるが、
0:05:16	設置許可基準規則及び技術基準規則の要請からは必ずしも必要な設備ではないもの。
0:05:23	と分類してございます。
0:05:27	この後表 1 から 3 で細かく説明しますが、まず結論から申しますと、この以上の三つのカテゴリーに分類して中央監視盤の、
0:05:36	警報等の機能を整理した結果、安全上の機能別重要度分類表における機能としまして、KURKUCAともMS3と分類されたスクラム設備、
0:05:48	非常警報ボタンであり、その耐震重要だCクラスと分類されているため中央監視盤の耐震クラスがCクラスとしていることと整合していると考えております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:00	今日添付資料としましてここに記載をしておる、おります添付書類 4 をつけてございます。
0:06:06	3 ページ目以降に、表 1 から 3 について詳細に記載してございますのでこれについて順番に、
0:06:12	説明させていただきます。
0:06:14	まず、表いき、
0:06:15	につきましては、中央監視盤の機能の位置付けでございますが、
0:06:20	羽深。
0:06:21	18 番の機能の一つ目、ナンバー 1 としまして、P R 形式 K U C A に関する。
0:06:27	非常警報装置、異常警報ボタンでございます。
0:06:30	これにつきましては、機能別重要度分類の M S さん。
0:06:34	人非常警報設備スクラム設備に分類されている設置許可基準規則第 12 条の第 1 項に該当する設備でございます。
0:06:43	なお、設置許可基準規則第 30 条の通報連絡設備第 1 項及び
0:06:49	設置許可基準規則第 38 条の原子炉制御室等、第 2 項にも適合するとしておりますので、位置付けとしまして、①、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:58	のMSさんと、②が、
0:07:01	該当適合する、該当するものとして位置付けてございます。
0:07:05	同様にし、KUCAにつきましても、
0:07:08	次期の別重要度分類のMSさん。
0:07:10	である非常警報ボタンに分類されています設置許可基準規則第12条の 第1項に該当する設備であり、また、設置許可基準、第30条、
0:07:21	第21条第2項にも適合するものとして同じように、①②、
0:07:26	の位置付けとしてございます。
0:07:29	ナンバー2としまして、構内モニタリングステーションFM市及び周辺 監視区域モニター平面2から5につきましては、設置許可基準規則第39 条、
0:07:39	第1項に適合するものとしてKURの方では、②と、
0:07:44	位置付けてございます。
0:07:46	KUCAの方も同様に、
0:07:49	同様ですが、許可基準規則は第26条、同じ関節かちょっと条項番号は 異なりますが、同じように、
0:07:56	監視設備の第1項に適合するものとして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:59	②と位置付けてございます。
0:08:03	ナンバー3のPR、原子炉等によりましてURの減少等にある空間線量率計のうち、重要なものとして、露出1回、四つ、
0:08:14	録音大丈夫、あとナンバー4の常時監視が必要なモニターとして使用済み燃料効率室か。
0:08:21	実験室、地下4、4交換機室のモニターの警報でございます。
0:08:27	ですが、
0:08:28	これにつきましては、
0:08:30	機能別重要度分類のMf2に分類される許可基準規則第12条第1項に適合する空間線量率計。
0:08:39	括弧炉本体上部1階外壁、原子炉先日原子炉地下、地下4行判決。
0:08:47	使用済み燃料プール室の指示記録警報の各機能といたしますのは、
0:08:52	PR申請書の参考図35に示す制御室が、これらに該当するものと考えていますので、
0:09:00	したがいまして、中央管理室における当該警報及び指示記録につきましては、設置許可基準規則第25条第3項及び第39条第1項に適合する。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:13	ものとして、当該情報伝達する必要がある場所というふうに中央管理室は考えておりますのでこれに適合するものとして、
0:09:20	②の位置付けとしてございます。
0:09:24	2 ナンバー5 の原子炉室 1 階外壁のある緊急時用モニターの指示記録につきましては、
0:09:32	同じように設置許可基準規則第 25 条第 3 項及び第 39 条第 1 項に適合するものとして、②の位置付けとしてございます。
0:09:42	次にナンバー6 の、
0:09:44	炉心原因ある炉心タンクの水位及び温度の指示系ですが、こちらにつきましても、機能別重要度分類のMS3 に分類されている許可基準規則第 12 条、
0:09:55	第 1 項及び第 16 条。
0:09:58	第 2 項第 2 号に適合する原子炉タンク水位計、原子炉タンク液面計による監視といいますのは、設計基準事故、
0:10:09	このプラント状態の把握に必要なKUR制御室がこのA3に該当するものと考えておりますので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:17	したがいまして、中央管理室における水位及び温度の指示は、設置許可 基準規則第 38 条第 3 項、
0:10:26	2 適合する生物以外の場所から必要なフォームと反するものとして、
0:10:31	考えてございます。また、中央管理室における水位の警報は、設置許可 基準規則第 16 条第 2 項第 2 号に、
0:10:41	適合するものとして、②、
0:10:44	の位置付けとしてございます。
0:10:47	次に、No.7 の a r 水封操作、
0:10:51	につきまして、
0:10:52	機能別重要度分類の M S 2 にある、水封装置操作回路に分類されてい る。
0:10:59	許可基準規則第 12 条の第 1 項に適合し、許可基準規則第 27 条にも適合 する。
0:11:06	当該設備というのは、
0:11:07	K U R 制御室に設置されているものが該当すると考えていますので、し たがいまして中央管理室での水を水封操作の機能、
0:11:17	というのは、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:19	設置変更承認申請書に記載。
0:11:23	別変更承認し、申請書の記載に適合するものとして位置付けております ので、③、
0:11:30	という位置付けにしております。
0:11:33	2、No.8 の J - R 非常用、
0:11:37	排風機操作、
0:11:38	及びNo.9 の経緯による緊急遮断弁の開閉操作につきましても同様に、
0:11:45	猪野別重要度分類のMS2 に分類されている。
0:11:50	建築基準規則第 12 条第 1 項に適合し、
0:11:53	設置許可基準規則第 27 条第 1 項第 2 号に適合することが必要な原子炉 等にある排気機械室に設置されているものが該当すると考えていますの で、
0:12:03	したがって、中央管理室における非常用排風機操作及び緊急遮断弁 の開閉操作機能、
0:12:10	並びにナンバー10 にあります。
0:12:13	UR 原子炉室の負圧減少傾向につきましても合わせて、
0:12:17	これらにつきましては、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:19	設置変更承認申請書の記載に適合するものとして、③の位置付けとして ございます。
0:12:27	No.11 の J - R 使用済み燃料室のプール水位の指示記録につきましては、
0:12:37	機能別重要度分類の M S 3 に分類されている許可基準規則第 12 条第 1 項 に、
0:12:43	移行する燃料、
0:12:45	ちょうどプール水使用済み燃料室及び、
0:12:49	設置許可基準規則第 16 条。
0:12:52	第 2 号、第 2 項第 2 号に適合するプール水の監視というのは、
0:12:57	使用済み燃料室に設置されている収益力系が該当すると考えております ので、おります。
0:13:04	なお、使用済み燃料室の燃料貯蔵プールに貯蔵する燃料というのは、
0:13:09	原子炉停止後 40 日以上冷却したものでありまして、プール水の喪失を 行う、起こったとしても、
0:13:17	燃料の損傷は生じず、
0:13:19	市外への過度の放射性物質の放出する。
0:13:22	O S の恐れはないものとなっております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:25	したがいまして、
0:13:26	中央管理室における使用済み燃料室のプール水の、
0:13:31	地図記録は、設置変更承認申請書の記載に適合するものとして、③の位置付けとさせていただきます。
0:13:39	No.12 の K r 使用済み燃料室の近いピット水位低及びプール水漏えい検知器につきましても、
0:13:47	エチカ基準規則第 16 条第 2 項第 2 号に適合するものとして、②の位置付けとさせていただきます。
0:13:54	また、No.13 の使用済み燃料室のガンマ線エリアモニターにつきましても、
0:14:01	設置許可基準規則第 25 条第 3 項の、及び第 39 条第 1 項に適合するものとして、②の位置付けとさせていただきます。
0:14:10	No.14 の K U R スタックガスモニタ、
0:14:14	も同様に、
0:14:18	設置許可基準規則第 25 条第 3 項及び第 39 条第 1 項に適合するものとして②の位置付けとさせていただきます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:26	No.15 の K U R スタッフダストモニターにつきましても同様に、許可基準規則第 25 条第 3 項及び第 39 条第 1 項に適合するものとして、②の位置付けとさせていただきます。
0:14:40	No.16 の、
0:14:42	廃棄物処理棟にある水モニター空間線量率計、ダストモニターにつきましても、同様に、
0:14:48	許可基準規則第 25 条、
0:14:52	第 3 項及び第 39 条第 1 項に適合するものとして、丸 2 の位置付けとさせていただきます。
0:14:59	No.17 の廃棄物処理場漏えい警報装置、
0:15:03	につきましては、技術基準規則第 41 条に適合するように設計、施工に申請を設置したものでございますので、②の位置付けとさせていただきます。
0:15:15	ナンバー18 の湧水分析を放射線測定装置、
0:15:19	につきましては、技術基準規則第 31 条第 1 項第 3 号に、
0:15:24	適合するように設工認申請によって設置したものでございますので、②の位置付けとさせていただきます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:32	U C No.19 の K U C A 付託ガスモニター
0:15:36	につきましては、
0:15:38	設置許可基準規則第 25 条第 3 項及び第 26 条第 1 項に適合するものとして、
0:15:45	②の位置付けとしてございます。
0:15:51	ナンバー20 の K U C A 廃液タンク水位低下の警報と指示記録につきましても、
0:15:58	技術基準規則第 41 条に適合するように設置、施工申請によって設置したものでございますので②の位置付けとしてございます。
0:16:08	またNo.21 としまして、ちょっとこちらの方は右にも書いてますように、ちょっと補正申請にて追加したいと考えて、
0:16:16	おりますが、ちょっと設工認先生の際には入れておりませんでした、
0:16:20	使用済み燃料プールの括弧チャンネルの水の警報につきましても、
0:16:25	設置許可基準規則第 16 条、
0:16:28	第 2 項第 2 号に適合するものとして、②の位置付けにしたいと考えてございます。
0:16:36	続きまして、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:37	表 2 の課題対応機器の位置付け。
0:16:40	でございますが、
0:16:42	浅井。
0:16:43	感知器及び火災受信機につきまして、
0:16:47	設置許可基準規則第 8 条第 1 項に適合するものとして②、
0:16:52	の位置付けにしております。
0:16:55	また消火器につきましては、
0:16:58	E R 申請書において、
0:17:01	機能別重要度分類の M S さんに分類されている賦課基準。
0:17:06	許可基準規則第 22 条第 1 項に適合する。
0:17:10	消火設備というのは、原子炉等にある消火器及び屋内消火栓が該当する と考えておりますので、
0:17:17	したがいまして、中央管理室に設置される消火器は、許可基準規則で は、
0:17:23	8 条第 1 項に適合するものとして、
0:17:26	②の位置付けとしてございます。
0:17:31	表 3 の放送設備の位置付けでございますが、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:36	放送設備は、
0:17:38	機能別重要度問題のMSさん。
0:17:40	にある通報設備に分類されている許可基準規則第12条の第1項に該当する設備であり、
0:17:48	許可基準規則第30条第1項にも適合するものとして、①、②に適合する。
0:17:55	位置付けとしてございます。
0:17:57	UCについても同様に、MS3の通信連絡設備に分類されておりますので、同じように①②の位置付けとしてございます。
0:18:10	資料1につきましては以上でございます。
0:18:15	はい、ありがとうございます。何かございますか。
0:18:21	規制庁の加藤です。ちょっと何点か教えてください。
0:18:28	まずですね今回、この機能について21番が追加されたとなっているんですけど、
0:18:39	これ、いろいろ整理している中で、この機能を申請していなかったっていうのがわかったっていうことで、
0:18:53	京都大学フジハラでございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:56	そうですね
0:18:59	機能番号に言いますと、6、
0:19:05	No.6 にある炉心タンク水と、あと、
0:19:13	ナンバーの 11 番にある使用済み燃料費のプール水位といったところ でございますがこちらにつきまして、今回整理するにあたって、許可基準 規則の第 16 条、
0:19:25	ーにありますように、
0:19:29	警報等の監視といったものを本来といいますかもともとは各現場とい いますか、それぞれの、
0:19:35	炉心タンク水であれば制御室使用済み燃料室のプール水であれば、使用 済み燃料室の方での管理というふうに考えておりましたが、
0:19:43	今回、途中管理室における、
0:19:47	中央管理室の方でも、
0:19:52	以上の検知といったところをやっぱりした方がいいだろうというせ、整 理をしない、し直したところ、
0:19:59	それであれば、今回入れてなかった穂積燃料プール室の方のプール水の 機能も追加。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:07	の方がよからうというところで、今回、
0:20:10	追加したということになっております。
0:20:14	規制庁の加藤です。ちょっと、私がまずこの質問をした観点は、こうやって追加されたということで、他に抜けがないかっていう観点で質問させていただいた次第です。
0:20:27	それで今何かを整理してこれが入ったっていうことになるのと、少し曖昧だったものもまだあるっていう。
0:20:39	今回全体的にいろいろ整理する中で見直した中で、我々としてはこれ以外には特に追加するものはないかと考えております。
0:20:49	規制庁の加藤です。
0:20:52	今は要するに右側の申請書のところに、
0:20:57	比較的明確に書かれている機能をこれまで入れてきました。
0:21:03	そういうふうにまず認識してます。それで今回、21番のところの一番右の申請書の機会を見させていただくと、
0:21:12	この各種水位警報っていうふうになっていて、
0:21:17	進展書上、この使用済み燃料プールの周囲に対する警報っていうものは、申請書上出てこないんだけど、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:28	申請書上だとこの各種水位警報のところで必要な、
0:21:33	ですが、実際中央管理室の中央監視盤にはそれらの機能もあったので、 追加してきたってということですね。
0:21:48	敗訴そのような、ご理解でき、よろしいかと思い、
0:21:54	とりあえずわかりました。
0:21:58	規制庁の藤森ですけど、ちょっとその使用済み。
0:22:02	元漁師通ナンバー11の
0:22:06	プール水を、
0:22:09	ナンバー21の、
0:22:11	プールスクール（カ）なる。
0:22:14	何が違うんですか。
0:22:20	ちょうど設備として場所が違いまして、使用図、今回追加したナンバー 21の方の使用済み燃料プール室プールといいますのは、原子炉室の、
0:22:32	隣に、
0:22:33	隣接する形でプールのちょうど設備がございまして、もともとありまし たNo.11の方の使用済み燃料室というのはもう建屋自体がもう別のものにな ってまして、別の場所に、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:47	あるちょうど設備でございます。
0:22:49	やり方の
0:22:52	方、吉野田中なんかにプール室プールっていうのはあるんですか。
0:22:59	炉室の隣ですね。
0:23:02	だから、
0:23:04	使用済み燃料貯蔵設備に持ってく前に、そこに1回入れて、
0:23:09	そっからチャンネルを通じて、
0:23:12	使用済み燃料を移動させるっていうことですか。
0:23:16	その通りでございます。
0:23:20	でここも常時水を張ってるんですか。
0:23:26	あ、すみませんちょっと確認です。もちろん水張ってまして、ちょっと すみません私ちょっと返事を間違えたかもしれませんが、
0:23:34	使用済み燃料室に移動させる前に、使用済み燃料、
0:23:40	プール室プールのほうに炉心から一般移動させまして、
0:23:45	そちらの方、公立プールの方でキャスクに入れて、
0:23:50	使用済み燃料室の方に、
0:23:53	移すという形になってございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:56	キャスクに入れて何ですか、チャンネルで繋がってるわけじゃなくって、
0:24:02	すいません、チャンネルで繋がってるわけではございます。
0:24:07	繋がってない、散らばってる。
0:24:18	すいません京都大学の堀でございます。まずですね燃料貯蔵施設とは三つございまして炉心タンクと、使用済み燃料プール室、櫃尾済み燃料室です。まず炉心タンクから使用済み燃料プール水移動する際はチャンネルを使いチャンネルを通して移動させます。白水に燃料プール室から使用済み燃料室に移動
0:24:38	するときは、キャスクに入れて、投函移動すると、そういうことになります。
0:24:46	以上です。最後難易度っていいました。藤藤菅。
0:24:51	当館ですね、建物等々の間を移動させるという、そういう意味。はい。
0:25:23	規制庁の加藤ですよろしいでしょうか。
0:25:26	昨日の11番目のところのですねちょっと説明で何を意図されているのかなっていう確認なんですけれど。
0:25:36	ページで言う8ページ目のところでございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:40	その上のところ、前のページから 11 番の説明になっているんですけど、
0:25:45	これなお書きの部分、なお書きでこうやって使用済み燃料の目のプールに貯蔵する燃料原子炉停止 40 日以上冷却、
0:25:57	2 の通りで起きたとしても損傷は生じない、放射性物質の放出は恐れはないっていうふうに書かれてるんですけど、この説明っていうのが、何か条文の適用不適合に対して、関わっているからこれを入れているんです。
0:26:14	これをちょっとここに記載している人が、私の中でちょっと整理ができなくてですね。
0:26:20	これを入れたちょっと何を説明したって入れたのかっていうのの説明の方をお願いします。
0:26:29	すいません。京都大学のカメラでございます。ありがとうございます。ちょっと直接やってこの文章いろいろ変わってきたんですけども、
0:26:38	当初の入った文章では、今加藤さんがおっしゃられたように特にこの園芸に試運音によってお金が良好対応的に楽になるとかっていう話ではございません。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:52	ちょっとそれ、この文章はですね、小図面下室っていうのは、冷却 40 日以上たたないともううちの物が無いということで、そういう意味では非常に
0:27:03	高度になった状態なので案件が非常に需要の低いというようなことをちょっと言いたくてですね、書いてしまいましたけど、
0:27:11	少なくとも今の燃料ちょうど施設としては、特にそういうすみ分けをしてごさいませんので、競合という意味では同じレベルでございまして、
0:27:21	特にこのなお書きが何かを拘束してるものではございません。
0:27:26	すいません。必要だからこれ、少し検討したいと思います。はいこのですね要するにの説明として位置付けが変わるものではないのであれば、残したいということであれば注釈で表の外に飛ばすとかですね。
0:27:40	ちょっとご検討いただければと思います。
0:27:48	規制庁フジモリですけど、使用済み燃料、ちょっと
0:27:52	教えてもらいたいんですけど。
0:27:54	K r は、
0:27:56	今

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:57	使用済み燃料の貯蔵室には確か入ってなかった。
0:28:01	と思うんですけど、
0:28:03	病院は炉心の場合に何か、
0:28:06	入っていて、
0:28:08	キャスクを通じてそのプールプールとか使用済み燃料室に移したって いうのはある、あるんですけど。
0:28:19	京都大学の堀でございます。現時点ではですね、炉心タンクのちょっと 健全性調査というのをやる関係で、炉心タンクの中の燃料を使用済み燃 料室の方に、
0:28:31	移動させております。これまでは入ってなかったんですけど現在は入っ て増田それが終わりましたらまた炉心タンクに戻す予定でございます。
0:28:40	なるほど。
0:28:43	規制庁フジモリですけどさっきの
0:28:46	客食ういずれにしてもキャスクを通じて、プール室プールとか、
0:28:51	使用済み燃料室に移すって話。
0:28:55	だと思ったんですけど。
0:28:57	違いますか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:07	いや、炉心タンク内からプール室プールに移す際は、
0:29:14	キャスクは使わず、チャンネルを通じて、
0:29:18	移動させる形なので、法律プールへの移動にはキャスクは使いません。
0:29:23	あ、失礼しました。わかりました。
0:29:34	はい大丈夫ですありがとうございます。
0:29:38	機長の加藤です。すいません今の関連なんですけど、そうすると、キャップを使った移動となる使用済み燃料費の工事はまだ入っていないって いう理解でよろしいんですね。
0:29:52	普段ははい、秋元大学藤原です。普段は入れてないんですが、今、保守 の関係で炉心タンクと使用済み燃料プールの健全性調査ということで保 守をする関係でそちらにある燃料等は今、使用済み燃料室の方に、
0:30:08	移しておりますので今は一時的に使用済み燃料室の方で保管はしており ます。
0:30:14	残ります。
0:30:16	うん。
0:30:25	すいません、あとホ、京都大学藤原です。補足ですが、健全性調査が終 了した後もですね、今、使用済み燃料室の方で、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:35	貯蔵している燃料の一部はそのままさ、もう今後も使用しない予定ですのでそのまま。
0:30:41	使用済み燃料室の方で、一部は貯蔵する形にはなります。
0:30:47	次の方で戻さずそこで等を使用済み燃料室の方で保管を続けるっていうことですね。
0:30:56	はいすべてではございますが一部の燃料は、
0:31:00	使用済み燃料室の方で残るとい形になります。はい。
0:31:11	規制庁のカトウでちょっとお願いがありまして、
0:31:14	やはり今の言われたわけですね。
0:31:18	使用済み燃料室、
0:31:22	それと使用済み燃料プールして、
0:31:27	それらの関係がちょっとわかりづらいとされていてですね。
0:31:32	例えば、使用済み燃料プール室っていうのはその原子炉建屋にあって、相良熱通じていると。
0:31:43	それと使用済み燃料を、
0:31:46	使用済み燃料プール水にはキャップを持って投函移動をする。
0:31:54	それが何かの懇親会が後参考か何かに入れてもらえますかね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:02	はいちょっと図面等で、参考資料として追加したいと思います。はい。
0:32:10	それ、当基地のカトウです。
0:32:14	機能の3番目のところなんですが、
0:32:23	このためにいつにあたる、こういう線量率計とかについては、
0:32:33	参考図 35 に清水制御室が該当するよっていうふうに言っていると思っています。
0:32:41	それで、他の、例えば、このN-Sとかも含めて、後の感じであったり、
0:32:53	後の図の 35 であったりフォール中計の方で、
0:32:58	すべて正義っていうのは、春物化されないもんです。
0:33:07	京都大学フジハラです。放射線モニターに関しましては、参考図、KURの場合は参考図 35、KUCAの場合は、参考図 19 の方で、
0:33:19	ここで整理されます。
0:33:22	わかりました。そうすると、空間線量率に対しては、ここで伸びているものっていうものが、
0:33:33	35 及び 19 もこれに当たるっていう掲示をできるっていうことですね。
0:33:44	はい。そのつもりで記載してございます。ですから実際のところ書いて

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:51	文書できちんと書いてあるのっていうのは、
0:33:54	昨日のNo.の丹様のところの3、参考で35だけじゃないかなと思っていて、
0:34:01	しかもその30戸の中での、おそらく、上から2番目の、
0:34:11	原子炉棟空間線量率計のことを言っているのかなと思っているんですけど、まず、空間線量率に関して、図の参考図-3519で説明できるのであれば、
0:34:26	そのどこに該当するかっていうのをちょっと落とし込んでいただけると、こちらの理解が進むかなって思います。
0:34:38	京都大学フジハラです。あ、失礼しましたおっしゃる通りでございますのでそのような形で整理したいと思います。大井。
0:35:10	院長の加藤です。
0:35:13	よろしいでしょうか。
0:35:15	えっとですねちょっと私、今回の資料を見てもらってなかなか整理ができていないところがございます、それは何かって言いますと、
0:35:27	機能のところの

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:30	MS II に分類されるんじゃないかっていう部分に対する主張のところな んですね。
0:35:39	例えば 3 番 4 番のところだと、KUR の申請書の 35 に示す、休日が 該当するよっていうところが、
0:35:50	何でそこだけが回答なんですかっていうところが、ちょっと私の中では 整理ができてなくて、
0:35:57	そこってというのは、京大の中では整理されているっていう理解でよろし い。
0:36:04	すみません京大の金井と申します。そこは非常にこれまでの議論の中 で、違う形を、
0:36:12	規制庁さんともそうなんですけども、そこですね、考え方としてです ね日中韓の役割のところに書かせていただいたように、経営については 本当に綺麗んありましてですね。
0:36:25	僕は正編集委員の人がいるということで、あそこに集まる協会がありま すのでそこは、その安静時に該当するものであると。それで産業部に他 にもその観測車であったり、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:39	あそこの所図面ベースであったり、本来はそういう 35 度で言いますと 中央監視の一番借り入れ等をして、
0:36:47	あそこもそんなことはないん申請日を書いてあるんですけども、私はそ の中ほどの制御室でやってるというところを、やっぱ年にしてですね協 会が下げてきていてまだあれなんですけど、もし一般的といってもまた あれなんですけども、
0:37:02	下に続けたんですけども、規則の中に、やはりその業務分割すべき場所 と、
0:37:10	そうなって 24 時間体制でやったんですよ当たり前じゃないかというふ うに思ってもらって、
0:37:16	その浮かび場合の長官室をストーリーの授業にしたもんですから、1 年 アドバルーンが整備をする。
0:37:24	あの辺は 9 ヶ月を両方対応しているという形になりました。というのは これ、新規制対応でもですね、そういう議論もあったり、
0:37:34	例えば気象観測所は真ん中になります。今の産業部を見ていただけ と、
0:37:45	それで先ほどの参考につけてます 18 ページのあれを見ますと、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:49	例えば構内のモニタリングステーションであったり、周辺監視関係の交換せず、図形であったりというのは中央観測所というところが
0:38:00	場面に入ってます。
0:38:02	ここはそういうものの対象であるという議論をした時にですね、当然運転中で何かあると、そこに入っていくと。
0:38:11	そこは人がうまいもんですから、何か異常はそこに行けば当然わかるということで、人がそこに行きますという説明もしてきたんですけども、それちょっと現実的にはですねそういうことも可能ですけども、
0:38:23	中央管理室にもそういう 24 時間体制で人がいるところがあるということでは、ちなみにうち抜ける 9 ヶ月を条項定量本当に書いてますけども、
0:38:33	そういうデータを伝達する必要がある場所と、
0:38:38	位置付けた上で、この 3 条文案にこのような形のものをセレクションしたと。
0:38:44	ということで、グーグルドライブだからそういう人が書いてますけどそこにすべて書ききれない精神で、中央管理室は施策的ですよという言い方もできないことはなかったんですけども、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:57	間違いですので、そうすると、いうことかっていう話も含むのではない んでしょうけども、少しそれはやっぱりそういうデータが来てるという ことで、
0:39:08	別協会でそういうものを感じてますので、そういう情報対応として使う ぐらいだと。
0:39:14	5000件がございます。
0:39:18	いかがでしょうか。いつもこれで何となく言っていることはわかってい て、要するに制御室に、
0:39:29	もしくは中央観測所に人は常にいないので、そういった時にはもちろん こっちが大事に対応するという形になるのかもしれませんが、いない時が あるので、
0:39:41	中央管理室の方がええな。
0:39:45	そういう整理をされると。
0:39:47	それで、今回、MS IIの方ですね。
0:39:51	上ってというのは平日に該当しますっていうことで落としているじゃない ですか。そうすると、私の中の数字だと、これらの監視や、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:03	操作っていうものは、中央管理に人がいないときには必要がないものだっていうふうに理解をしているんですけど。
0:40:15	そういう理解でOKです。
0:40:22	宗藤大学の堀でございます。まず安全施設ですね、考え方をちょっと整理させていただきますと、設置許可基準の方にも書いてありますけども、基本的な設計基準事故、
0:40:33	への対応ということだと思うんですが、設計基準事故のレベルでは、制御室以外でないと宗チーフに立ち入ることができなくて、そういった以外の場所から操作する必要であるとか、
0:40:44	安心する必要というのは、基本的にはないはずで、制御室で行う部分が安全施設であると。
0:40:50	そういうふうに整理しております。一方で、制御室以外で監視パラメータを監視しなければいけないという条項ありますので、そちらは先ほど言いましたように24時間監視の必要のあるものについてはそちらの条項対応にはなるんですけども、安全施設ではないと。
0:41:06	そういうふうに整理したところでございます。
0:41:09	以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:11	はい。
0:41:13	ごめんなさい、ちょっと。
0:41:15	ごめんなさい私の質問繰り返しで申し訳ないんですけど、
0:41:19	M S F への機能が、
0:41:22	機能についてはその制御室が該当するというふうになっているっていうことは、それらの監視や操作とか、その機能っていうのは、運転中もしくは正常室に昼間、
0:41:37	必要じゃないものというふうな形で修理したっていう理解でよろしいですね。
0:41:44	そこ私結構重要だと思っていて、前段で、その位置付けを変えているのかもしれないんですけど、そこをもっと明確にされた方がいいと思うんですよ。
0:42:02	京大の管内ですけども、ちょっと書き方が悪かったかもしれませんが最初にその中央管理室の位置付けというところで、この辺資料はN Cで置いて、経営についてはですね、運転中の、
0:42:15	設計基準事故の話もそうですけども、そういうことが大事だということで、この運転中、要するに対応するところが今のN - S II、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:23	に該当させようということで今そういう考え方でやってますその前に、 ちょっと書き方としては、運転中、どうのこうのと書いてますけども、 まずは運転中にそういうこと起こり得るということでそれに対応するもの のを、NSを考えてると、それは今は制御室であると。
0:42:40	いうそういう考え方です。
0:42:42	ですから当然県庁以外も当然中央管理室を監視しますけども、そういう ものが別途必要な時っていうのはやっぱり運転中で人がそこにいる、こ れは非常用排風機も水封もそうですけども、
0:42:53	いろんなことがその制御室の中でできると。
0:42:56	ということで中間は特にす、なくても言い方おかしいですけども、規制規 則上は我々申請書に書いたからということで、今、位置付けてますけど も、そういう整理をしたということでございます。
0:43:09	理解しましてありがとうございます。
0:43:19	規制庁フジモリですけど、
0:43:22	参考図 35 とか、
0:43:25	参考図注記 18 ページ 19 ページの
0:43:28	この図ベーン、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:30	定量室とカー中央観測上のところが枠で、点線で囲われていて上に、
0:43:38	施設の管理を行う場所って書いてあるんですけど、
0:43:42	これはどういう意味で、
0:43:44	市設置許可上書いてるんですかね。
0:43:57	京都大学千原でございます。
0:43:59	これらの放射線モニターに関しての基本的な管理を行う場所としましては、この施設の完了この場所として位置付けているものところ、
0:44:09	場所が、
0:44:12	メインといいますか、そういうところが基本的に管理する場所でありまして、
0:44:17	あと一部の警報等、重要な機能につきましては中央管理室の方でも英語を発行するとか、いうこともしていると。
0:44:26	というようなすみわけでございます。
0:44:30	そこでもやっぱりちゃんと
0:44:33	区分けをしてるってことですかね中央管理室と。
0:44:38	中央管理室はサブ的な話であってあくまで、
0:44:41	メインは、この

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:44	点線で囲われたところは、
0:44:46	メイン。
0:44:47	であって、
0:44:49	ていうことを許可上、許可段階で整理をしてるっていう。
0:44:53	ことでいいですかね。
0:44:56	はい。共同のカマエでございますその通りでございます施設を管理する 方の管理を行う場所、この施設というのが右にあるような、それが原子 炉棟であったり、s e cであったりというそういう施設の管理をする。
0:45:08	ところが真ん中に書いてあると。
0:45:12	いうそういう藤間さんおっしゃったような位置付けでそういう整理をし て中間の方は、
0:45:17	別途許可基準規則との対応できるものがしたと、そうじゃないものが申 請書に記載されてる機能であるというような流用したというところでご ざいます。
0:45:31	その後、
0:45:33	県はちょっと説明の際にも、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:36	説明してもらった方がいいかもしれません。この説明書ちょっとどこまで書くかは、
0:45:40	もありますけど、
0:45:47	京都大学フジハラです。了解いたしました。
0:46:11	この資料は、
0:46:16	規制庁藤森ですけどあとその最初のページで、
0:46:21	危険度としての特性の※のところ、ACAとPRについて、少しその特性が、
0:46:30	書かれているんですけども、
0:46:36	時計ACAについては、停止することでそれ以降の安全性は、
0:46:43	確保できる。
0:46:45	武石が書いてあって、
0:46:48	これはあれですかそのスクラムさえさせればそれ以降特段その操作、
0:46:53	必要なく、
0:46:54	安全性が確保できるっていう、
0:46:58	意味ですかね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:01	はい。共役ミサワです。K E Cにつきましては今ご指摘の通り、ずっとスクラムで停止さえすれば、あとは管理不要というわけではないんですけど、例えば冷却とか、
0:47:14	そういうことも必要、必要ないということで、そのように書かせていただいております。
0:47:21	はい。その辺ちょっと操作との関係が、
0:47:25	少しちょっと特にK U Rの方ですけど、
0:47:29	非常用排風機操作とか
0:47:32	その操作とは関係が、
0:47:35	してくるので、
0:47:37	基本操作が要らないっていうのをちょっと例示的にご説明いただいた方がいいかな。
0:47:43	というと、
0:47:44	P Rの方この 30 秒間の強制冷却というのは、
0:47:49	この操作は、制御室、
0:47:52	何か操作を伴うんでしたっけ。須藤。
0:47:57	見て、少なくとも布袋でもあって、何の操作をしなくても 30 秒間、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:03	強制冷却できるような仕組み、
0:48:07	なんでしたっけ。
0:48:12	京都大学フジハラですと、おっしゃる通りで、特に操作不要で、運転中は当然強制冷却をしておりますので、スクラムしたとしても行政連絡は、冷却は持続しますし、
0:48:24	仮に停電等でポンプが停止するような、
0:48:27	ことが起こったとしても、UPSの方で30秒間以上は、ポンプが強制冷却ポンプが動いて強制冷却するようになっておりますので、特に操作しなくても、
0:48:37	そのまま強制冷却30秒以上はされるということになっております。
0:48:42	はい。その辺を明示的にちょっとご説明いただいた方がいいかなと思いますので、検討いただければと。
0:48:51	すいません京大のカマエですけど、ちょっとあの確認藤野さんの採取のお言葉の中でその前にCM、NECのことだったかわかりませんが、
0:49:01	研修は都丸だけで部分の中で何か非常用排風機がどうのこうのということをおっしゃったような気がするんですけども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:07	住友CMO、今の費用一なり、そういう方というのはKRの話なので、 もうCEOについては水戸丸。
0:49:14	してしまうということだけで、そういう後の処置はございませんので、
0:49:19	ちょっと今私はそういうふうに理解したもんですからすいません。違っ たら申し訳ございません。以上です。
0:49:26	はい。そこは理解してます私。はい。
0:49:35	ただいずれにしてもそのスクラムとそのスクラム再操作してしまえばも う後は、
0:49:42	スクラム児童かもしれませんけど、
0:49:44	基本は操作は要らないってところは明示的に、
0:49:48	説明いただくことを検討いただければということです。
0:50:15	はい。
0:50:16	北海道どうぞ。
0:50:17	いいですか。
0:50:20	はい。そうしましたら、次の資料の説明の方よろしく願いいたしま す。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:28	はい。京都大学フジハラでございます。では、資料2の方にに基づきまして説明させていただきます。
0:50:35	資料2は、7月28日審査会合におけるコメント2の回答でございます。コメント2としましては、
0:50:42	工事中に監視できなくなる場合について、監視できなくなる期間、表ごとの代替措置の必要性、代替措置の具体的な内容について説明することとしてございます。
0:50:55	その回答としましては、
0:50:57	中央管理室の機能移転に係る設購入対象である中央監視盤の機能操作警報指示記録、
0:51:04	火災対応機器である火災感知器火災受信機、消火器及び放送設備の工事において、
0:51:10	施設設備からの切り換え中は、警報等の監視ができない状況が発生いたします。
0:51:16	切り換えはKUR及びKFCの停止期間中に実施いたしますが、
0:51:22	対象によっては、切り換え作業を縫って監視できなくなる期間に代替措置が必要と考えてございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:29	切り換えに要する時間、
0:51:32	時間ですね。
0:51:33	代替措置の要否、代替措置の具体的な内容について、表 1 から 3 に示しております。
0:51:39	なお、切り換えに要する時間は最大でも 8 時間程度で、勤務時間内で可能と。
0:51:44	想定しております。
0:51:47	表示の方に、中央監視盤の機能、
0:51:51	の一つ一つについて、詳細に記載しておりますので説明させていただきます。
0:51:56	まずナンバー1 の非常警報装置につきましては、総数操作と警報の機能ございますが、安心できなくなる時間、期間としましては 180 分。
0:52:06	代替措置を必要とする必要性としましては、操作については、
0:52:12	この操作というスクラム操作になりますので、切り換え作業は K U R、K U C A の停止期間中に行うため、輸出外、制御室外停止機能というのは不要と考えておりますので、
0:52:24	それに関する代替措置は不要と考えております。また警報

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:28	につきましては、大体不必要と考えておりますので、
0:52:32	それについては、非常警報のこの切り換え作業中におきましては、非常警報の代わりに、もし異常警報を発する日は、
0:52:39	必要がある場合は、各正義等で周知するというような代替措置を考えてございます。
0:52:46	ナンバー2の構内モニタリングステーション及び周辺監視区域モニター の警報
0:52:51	機能につきましては、入換によって監視できなくなる期間としては30分 分で代替措置が必要と考えております。下につきましては中央観測所の ほうに、
0:53:01	伊藤配置しまして中央観測所において警報を監視するという措置をとり たいと考えております。
0:53:08	難波さんの原子炉棟にある空間線量率計の地上重要なものにして、とし ましては、警報と指示記録の機能ございますが、警報につきましては、
0:53:20	大体普通必要と考えておりますので、
0:53:23	切り換え作業中はKURセールスに人を配置し、KURセールスにて警 報監視、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:28	するという代替措置をとります。
0:53:30	収益力につきましては、KURセールスでも行っておりますので、特に代替措置は不要と考えております。
0:53:38	ナンバー4の、
0:53:40	常時監視が必要なモニターにつきましてはの、
0:53:43	モニターの警報につきましては、非常に180分。
0:53:46	で、
0:53:47	こちらでも代替措置必要と考えておりますのでKUR誠実に人を配置していわゆる成立にて警報を監視するとしております。
0:53:55	ナンバー5の原子炉室1階の緊急時用森田につきましては、
0:54:00	では、
0:54:01	それはフェイUR停止中は、
0:54:04	管理的なものを見ておりますが、KUR停止中は緊急時用モニターを必要とする事故に至る。
0:54:12	ことはございませんので、こちらについては代替措置は不要と考えております。
0:54:18	ナンバー6の原子炉タンクの水位及び温度の地形につきましては、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:24	警報機能の方は、
0:54:27	代替措置の一つで、必要だと考えておりますので切り換え作業中はK U R 成立に人を配置し、D R 成立にて警報監視、
0:54:36	いたします。
0:54:37	知事につきましては、
0:54:39	この中央幹線の位置付けは、P R 成立が使用できない場合に必要なもの と、
0:54:45	なっておりますので、こちらについての代替措置は5 と考えておりま す。
0:54:49	No.7 の水封操作、No.8 の非常用配付操作No.9 の緊急遮断弁の開閉操作につ きましても、それぞれ 30 分監視できなくなる期間を見込んでおります が、これらにつきましても、K U R 停止中は、
0:55:04	水封操作非常配布操作緊急遮断弁の開閉操作を必要とするような事故に 至ることはございませんので、これらの代替措置も不要と考えてござい ます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:15	またNo.10の原子炉室の負圧減少警報につきましても、P R A支柱が議長室の負圧維持する必要はございませんのでこちらについても、代替措置は不要と考えております。
0:55:27	No.11の使用済み燃料室のプール水の指示記録につきましては、
0:55:34	監視できなくなる時間は十分ほどですが、切り換え作業中は使用済み燃料室の間、使用済み燃料室管理室に人を配置し、プール水を監視いたします。
0:55:45	No.12の使用済み燃料室の近いピット水位計及びプール水漏えい検知器の警報につきましても、振替
0:55:51	によって監視できなくなる期間は30分。
0:55:55	ですので、
0:55:55	入れ替え作業中鷺尾同じように使用済み燃料網管理室で、
0:55:59	同配置まして、漏えいがないことを監視いたします。
0:56:03	No.13の使用済み燃料室のガンマ線エリアモニターの警報につきましても、切替で監視的できなくなる期間30分間は使用済み燃料室管理過ぎて、
0:56:14	同伴しまして、警報を監視いたします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:17	No.14 の契約軽油 R スタックガスモニターの
0:56:21	警報指示記録につきましては、
0:56:24	入替監視的なこの期間は 30 分。
0:56:27	ですので、
0:56:28	警報の方は、切り換え作業中は保健物理室の方で人を配置しまして傾向を監視いたします。
0:56:35	出席録音につきましては、保健物理室でも、
0:56:38	行っておりますので、代替措置は不要としております。
0:56:42	No.15 の K r スタッフダストモニターの警報につきましても、監視できなくなる時間を 30 分で切り換え作業中の保健物理室に人を配置し警報を発信するという代替措置を、
0:56:54	いたします。
0:56:55	No.16 の廃棄物処理棟にある水モニター、空間線量率計ダストモニターの警報につきましても、切り換えによって監視できなくなる期間は 30 分ありますので、
0:57:06	入れ替え作業中は廃棄物処理棟に人を配置して警報を監視するという代替措置をとります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:12	No.17 の廃棄物処理。
0:57:14	上の漏えい警報装置。
0:57:17	の警報につきましても、理解によって監視的な管理期間を 30 分ありますので、切り換え作業中廃棄物処理棟にキトーを配置し、警報を監視いたします。
0:57:27	ナンバー18-10 水分析放射線測定装置の警報につきましては切替によって監視できなくなる期間は、180 分ガスが切り換え作業中は K U R セールズに人を配置し、
0:57:41	警報を監視する代替措置をとります。
0:57:44	難波 19 の K U C A スタックガスモニターの警報につきましては、冠水できなくなる期間が 30 分おきますので切り換え作業中は K U C A 不正輸出に人を配置し、
0:57:55	並行を監視いたします。
0:57:58	No.20 の K U C A 排水タンク水位低下の警報と指示記録につきましては、監視できなくなる期間は十分、
0:58:07	インパクト腰痛はメンバー、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:17	議事録につきましては、監視しておりますので、特に代替措置は不要と考えております。
0:58:23	No.21 の使用済み燃料プール室プール核チャンネルの水位の警報につきましても、
0:58:31	安心できなくなる期間は 180 分。
0:58:33	ですので、切り換え作業中は経緯は精油に人を配置し、KUR 成立にて警報を監視する代替措置を、
0:58:41	とります。
0:58:43	続きまして表 2 の火災対応機器の効率の対応ですが、
0:58:47	火災感知器と消火器は新しく新しい先生と中央管理室に設置するものですので、
0:58:54	新設となりますため、代替措置は不要と考えております。
0:58:58	浅井受信機につきましては、
0:59:00	その他の建物からの併合信号等も受信いたしますので、
0:59:06	切り換え作業によって、これらの他の建物からの警報信号が監視できるのはこの期間としまして、3、300 分、
0:59:13	を見込んでおりますので、この切り換え作業中は、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:17	その対象となる建物に人を配置しまして、そのそれぞれの建物にて火災警報の監視を行うという代替措置を行います。
0:59:26	2表3放送設備の法律の対応ですが、放送設備、
0:59:30	の切り換えによって、
0:59:32	監視できなくなる期間中ミサワ放送ができなくなる期間が480本と見込んでおりますので、
0:59:39	その切り換え作業中に緊急の放送が必要な場合は、各席等で周知するという代替措置をとりたいと考えております。
0:59:47	説明は以上になります。
0:59:51	はい、ありがとうございます。何か答えますか。
0:59:58	北野カトウです大体いろんな切り換え時間に対してもそんなに長くかからなくて、報道設備で、一番長く8時間程度ということは理解しました。
1:00:11	それで火曜自身も、ある程度はこういうふうにやればできるんだなっていうことがあるんですけど、ちょっと細かいかもしれませんが、確認をさせてください。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:21	いろんなところですね何かの警報を監視するっていうふうにしております。
1:00:27	それで、異常があった時の連絡手段をどう考えております。
1:00:33	ただ形態とかピッチとかを持っていくっていうような意味。
1:00:39	谷中フジハラです。
1:00:41	このように考えております。
1:00:44	経営ケースはその切り換えのときには使えなくなってしまう、それとそれそうじゃなくて携帯個人の携帯を何か持ってくっていう形になる。
1:00:55	P T S 自身はその切り他の切り換え作業所に使えなくなるということでございますので、P T S は使えます。
1:01:03	いや携帯か P H S で行うよってということですね、まず理解しました。
1:01:09	それと、ナンバー1 のですね、
1:01:14	非常警報装置の警報等、
1:01:20	それと一番最後の 5 ページ目の放送設備、
1:01:25	まず、ちょっとこの 2 件確認をさせていただきたいんですけど。
1:01:31	1 番目のところ、警報が必要な理由というか、停止していたら特に必要。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:41	ないんじゃないかなと思ったんですけど。
1:01:45	これはどういう整理ですかね。
1:01:53	京都大学の藤原です。非常警報設備の方は精油室外スクラム機能とは別に、単純に非常警報として警報を流すという機能も備えておりますので、
1:02:05	いろんな
1:02:07	非常事態ございますけどもそれは、
1:02:10	事態が起こった場合には当然非常警報として、そういう事態が起こっているということを周知する必要がございますので、
1:02:17	そういった意味で入れております。わかりました。その関連にちょっと確認をさせていただきたいんですけど、各整地等で周知するっていうふうになっていて、
1:02:28	ちょっと頭に何が含まれているかっていうのはあるんですけど、例えば拡声器でやった場合ですと、非常警報装置多分右の制御室か何かになるのかもしれませんが、
1:02:41	その周辺で、拡声器をやったとしても、それ以外のところには、連絡がいかないわけですよ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:50	そういう時の伝達手段ってのはどうなるっていう。
1:02:56	すいません、長大のカマエでございます。ちょっと繰り返しですけど、 多分私の理解は非常規模ごとスクラムをリンクさせてるのは、当然非常 警報なしということはいろんな、
1:03:08	止めろともない以外にも、
1:03:10	緊急時には、町民に知らせるわけですね。
1:03:13	その時に運転すると議論を止めるということで、そのために非常警報と スクラムがリンクさせると、ということで今藤岡さんが言ったように、別 に原子炉を運転しなくても、
1:03:23	火災であったりいろんな、いろんな緊急時は、当然
1:03:28	高坂ケースだと思いますけど、その時に商品に知らせると、こういう指 導系が現象的になりますので、その代わりですから、今、拡声器という のはそれを
1:03:39	どうぞ、建物がございませけども、棟ごとに人を配置して、
1:03:44	その事象を具体的に言うと言われると、なかなかどうということがこの非 常警報を鳴らすための認証かというのは、なかなか非常に

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:54	難しいんですけども今火災ということを一つ言いましたけど、当然減少、
1:03:59	ではなくて、原子炉棟数でいくと当然延焼の可能性あるということで減少止めたりいろんなことするわけですね。そういうのも一つの市場契約として知らせる話ですから、ちょっとケースバイケースですけど、あくまでも各党の人を配置をして、
1:04:15	起こったことに対して、周知をすると。
1:04:18	というような今考えております。個人的には提出してもいいんでしょうけども、そうすると、各地域等の頭の中には維持形態も含まれているってということですね。それもそうですし、放送設備のことも今ちょっと、全くそれ、
1:04:35	放送設備があるところに対して、結構 480 分というのは全くどこもできないわけじゃなくて、それで藤側で作業してる時はその通りは放送できないと。
1:04:45	いう場合も含まれてますので、ひょっとしたら、あの場所は放送が行かして放送できる可能性もゼロじゃありません。
1:04:53	妥当というのはそこまでの具体的にゆゆつとすれば、そういう場合もゼロではないんですけどもこれ公費の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:02	テーブルとかいろんなことでありますので、非常に
1:05:07	確定はできません。あと、
1:05:09	そういう意味で今、加藤さんおっしゃったように、とは何だと。
1:05:13	いう形では申し上げるとすると、はっきりするのは今おっしゃった、言われたのはPHSであったり、
1:05:20	何とかということになります。
1:05:22	ちょっとややこしい話ですから、初ですけどすみません。放送は全くそういう時に使えないというふうなリンクをする場合もゼロではありませんけど、そうじゃない分もあるということは事実だと思います。
1:05:36	わかりました。何か今、想定される、例えばETCや携帯とかは、少し入れといた方がいいのかなとか何とし、拡声器だけだと、投函当館の連絡っていうのがどうなるのっていうのを今考えてしまいますので、
1:05:53	そこはちょっと記載を検討していただきたいと思います。
1:05:58	それと最後のページ、すみません。すみません。はい、京大ミサワです。ちょっと拡声器について一つだけちょっと補足させていただきたいんですが、新規制の時にですね、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:10	経営資源の場合なのですが、放送設備が使えないときに、その電源も使えなくなる可能性があるというときに、どうやって衛藤初代に連絡するかということで、いろいろ議論になりまして、
1:06:23	その中で、経営支援の場合、これ実はQ A Rもそうなのですが、
1:06:27	拡声器を使って、し、将来これ狭いところですので、ある程度、将来ある決まれば、全員知らせられるだろうということで、拡声器を移設購入を取って、
1:06:40	そういう連絡設備、緊急の連絡設備としてノミネートしました。そういう意味で拡声器は私も考えてるのはですね、拡声器がここでただしゃべるだけじゃなくて、これソトーで使うことですね、社内全域に、
1:06:58	平瀬白石が見えるように、移動しながら使うということを想定するということで新規制べきは説明させていただいて、寺尾先生に拡声器を
1:07:10	設工認を通過して、それを設置しているという状況でございます。以上です。はい。ありがとうございます。そういうことで拡声器を書かれていたのであれば、そこまでの内容を書かないとちょっとわからないかなと思いますので、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:26	携帯とかビジネスでやるのか、それとも今言われたように、拡声器を持った人がそこを回って周知するんですってということであれば、そこまでちょっと記載の方検討していただければと思います。
1:07:43	それと、ごめんなさい、あと最後の確認なんですけど、5 ページ目。
1:07:48	5 ページ目の放送設備の、
1:07:52	この
1:07:53	切り換え作業中の緊急時ってというのは何を想定されてるんですか。
1:08:03	何年によって具体的な例は難しいですが先ほどあのような火災があるとか、発生したとかですね。ほう地震があったからちょっと避難、
1:08:12	しなさいよとか、そういったことですかね。
1:08:14	わかりました。ありがとうございます。
1:08:25	岡秋間。
1:08:35	規制庁藤森ですけど。
1:08:37	この監視できなくなる期間が 10 分と 30 分と 180 分。
1:08:43	同じような監視、
1:08:45	であるんですけど、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:47	この何かカテゴリーはどう、どういう分類で十分か 30 分か 180 分になるんだったっけ。
1:09:06	すみません京大の考えですけど、もう、
1:09:09	多分切り換えもですね物によってちょっと現場の方でやるのか、菅柴の方でやるのかってちょっと用途工事上のことがあってですね多分それで要する時間が少し変わってるのがあってちょっと
1:09:21	業者、教授、郡業者との相談の中でこの数字が出てきたもんですから、ちょっとそのまず数字の話が点々でたもんですからそれを記載しましたが、
1:09:34	多分同じような切り換えの中で、時間が違ってるのは多分、何らかの理由があると思うんですけどごめんなさいすいませんちょっと今、それは、
1:09:44	確認できてないので、うちそうであればいろんな形で、そちらの方に説明するようにします。すいません。
1:09:55	一方、何か考え方があるんだと思うんですけど、
1:10:01	それは工事のやり方がですね結構今回いろいろ複雑な数字で、すべてが同じ仕様でやってるわけじゃないので、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:10	ちょっとその物によっては、大体の時間とか、やり方が少し変わりますので、多分それが時間にフィードバックされてんだと思います。
1:10:21	もとでそういうことがわかったと、使ったり、
1:10:24	ことよってのこの時間ですから、ちょっと少しサーベイしておきます。すいません。
1:10:31	だから、兄弟としては、何を最初に
1:10:36	復帰させる。
1:10:37	べきとかその辺の考え方は特になくて、これぐらいの時間だったらもう工事の手順、
1:10:45	順番で、こういう、
1:10:47	それぞれの傾向は、別に優先順位ないから、工事の単なる順番なんですよっていう。
1:10:55	ことですかね。
1:10:58	井川でございますはっきり申し上げて、多分そういうことですね今回KFCで止まってる時にやるということもあってですね、どれがどう重要かっていうのなかなか
1:11:09	しにくいということもあったので、工場の、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:12	やり方のスムーズさ、そういうことを考えた上のこれ多分計画だと思 います。特に我々の方から、これを優先してやって欲しいというクエスチ ョンしてませんので、
1:11:24	それとこの時間はあくまでも目安でございますので、当然工事は何が起 こるかわかりません。そういう意味ではこの監視対策は同じものを使っ て、それが十分が20分になったり、
1:11:35	1時間あたりということはありませんけども、同じ監視方法でやるつも りです。現実、一応、
1:11:42	これにあったようにこれ1日が最大、
1:11:45	勤務時間外でできるようなことが今最大になってますけども当然最悪は 少し、そういうはみ出してやらなきゃいけない場合もあるかもしれませ んけど、この辺の監視体制は、
1:11:56	継承するということでやりたいと思ってます安全第1ということで、
1:12:01	以上です。
1:12:03	はい。
1:12:09	はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:19	はい。こちらからの確認は以上となりますが、野呂さんの方から何かございますか。
1:12:52	はい。
1:12:53	よろしく申し上げます。まずそうしましたら、本日、拠点の方からも特 にないということで、本日のヒアリングこれにて終わりにしたいと思います。
1:13:06	お疲れ様でした。
1:13:09	はい、どうもありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。